

工事成績評定表〔完成・完済部分〕

2012.4

工事担当課							課長	課長代理	課長補佐	係長	課員	監督員								
平成 年度	契約番号	—					請負代金額	円												
工事名																				
工事場所 岡山市 区																				
受注者	住氏	所名																		
契約年月日		平成 年 月 日			工期		平成 年 月 日から平成 年 月 日													
完成年月日		平成 年 月 日		完成通知書受理年月日		平成 年 月 日		検査完了年月日		平成 年 月 日										
評定項目			工事監督員職氏名				総括監督員職氏名				検査員職氏名									
			印				印				印									
査項目	細別	a	b	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e	a	ab	b	bc	c	d	e
1. 施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I.施工条件等への対応※2						(該当の場合+20.0~0)													
5. 創意工夫	I.创意工夫 ※3	(該当の場合+7.0~0)																		
6. 社会性等	I.地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)			点						点						点					
評定点(65点±加減点合計)※1			① 点						② 点						③ 点					
評定点計			点			※(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4)=④ 点														
						完済部分検査の点数⑤ 点			完成検査の点数④ 点											
			完済部分検査 があった場合			完済部分の金額⑥ 円			完済部分以外の金額⑦ 円											
						請負代金額⑧ 円			評定点計:(⑤×⑥÷⑧+④)×⑦÷⑧= 点			(小数2位以下四捨五入の1位止めとする)								
7. 法令遵守等 ※7			(11) (該当の場合-20.0~0) 点																	
評定点合計 ※8			点						○評価点計⑩ (点) - 法令遵守等⑪ (点) = 点											
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9							履行	不履行	対象外										
所見 ※5			(工事監督員)						(総括監督員)						(検査員)					

(註)

- 1 65点+「1~3.」の評定(加減点合計)+「4~6.」の評定(加点合計)=評定点 (各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。)
- 2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- 3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- 4 「4. 5. 6.」は、加点評価のみとする。
- 5 所見は必ず記入すること、欄が不足する場合は別紙に記載し、添付すること。
- 6 各査項目ごとの採点は、査項目別運用表によるものとする。
法令遵守の評価は、本請負契約書に基づくものであり、契約課等の関係課と連携し、総括監督員が行うものとする。
- 7 なお、公衆損害に係るガス管や水道管の事故等でその影響及び責任の度合が著しく軽微であったが、本市が口頭又は文書注意する場合があるので、同様に関係課と連携し適切な評定を行うものとする。
- 8 評定合計は、小数第1位止とする。
- 9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』とし、法令遵守等において減点する。
- 10 評定者は、各査項目・細目の「a、ab、b、bc、c、d、e」のいずれか1つに○を付けて、加減点合計欄に集計する。
- 11 太線の枠内は、検査員が記入する。

考査項目別運用表

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d やや不備である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般 評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 2 施工計画書を、工事着手前に提出している。 3 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 4 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 5 元請が下請の作業成果を検査している。 6 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 7 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 8 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 9 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 # 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 # その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 	d・e項目に該当する場合 X を記入する	
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c 	<ul style="list-style-type: none"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 			
	II. 配置技術者 (現場代理人等) 評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 【全体を評価する項目】 <ul style="list-style-type: none"> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 <ul style="list-style-type: none"> 3 現場代理人が、工事全体を把握している。 4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 5 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】 <ul style="list-style-type: none"> 6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 7 契約約款、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 8 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 # 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 # その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 	d・e項目に該当する場合 X を記入する	
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c 	<ul style="list-style-type: none"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 			

考査項目別運用表

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の事項に該当しない	d やや不備である	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である ●評価対象項目 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 # 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 # 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 # その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である ■施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	不適切である ■施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	d・e項目に該当する場合 X を記入する
	II. 工程管理	適切である ●評価対象項目 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 8 休日の確保を行っている。 9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 # その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である ■工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 ■業者の責により契約工期終期日14日前（土日祝日を含む）までに工事完成通知書（全ての必要関係書類を含む）が提出されなかった。	不適切である ■工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	評定〇の場合2を入力し、評価対象項目でない場合	d・e項目に該当する場合 X を記入する
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・b 評価値が80%未満・・・c			①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 3 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 4 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 5 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 6 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 8 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 9 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 # その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p><input checked="" type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	d・e項目に該当する場合 X を記入する		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・b</p> <p>評価値が80%未満・・・c</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>			
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不備である	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 2 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 3 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 4 第三者からの苦情が無い。もししくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> 7 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p><input checked="" type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	d・e項目に該当する場合 X を記入する		
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・b</p> <p>評価値が80%未満・・・c</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>			

別紙-1④（監督員）

考査項目別運用表

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来 ばえ I.出来形	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。a、bに該当しない。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				
	a・b・c項目に該当する場合○を記入する (電算においては「1」を入力)				
	<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工程施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p>				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d <input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e <input checked="" type="checkbox"/> 工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 不可視部分の出来形を写真撮影している。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 7 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 8 社内の管理基準に基づき管理している。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 11 その他 紹介の黄色の枠内に記入し評定を行う				
	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c				
	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				
	d・e項目に該当する場合×を記入する				

別紙一⑤（監督員）

考査項目別運用表

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ I. 出来形 ※上記欄によら ず、当該欄で評 価	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <p>1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 3 不可視部分の出来形を写真撮影している。 4 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 5 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 6 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 7 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 8 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 9 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 社内の管理基準に基づき管理している。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>	<p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>d・e項目に該当する場合 × を記入する</p>	<p>工事請負契約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</p>		

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合

●判断基準

評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・c

(1)評価項目数を母数として計算した比率(%)を算出し評価する。
 (2)評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 (3)なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙一⑥（監督員）

考査項目別運用表

考査項目	a	b	c	d	e										
3. 出来形及び出来 ばえ II. 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った										
		a・b・c項目に該当する場合○を記入する（電算においては「1」を入力）		d・e項目に該当する場合×を記入する											
		<p>※ ばらつきの判断は別紙一4参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工程施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> </div>													
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33.33%;">a 適切である</th> <th style="width: 33.33%;">b ほぼ適切である</th> <th style="width: 33.33%;">c 他の評価に該当しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> ●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う </td> </tr> </tbody> </table>	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33.33%;">d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</th> <th style="width: 33.33%;">e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">d・e項目に該当する場合×を記入する</td> </tr> </tbody> </table>	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った	d・e項目に該当する場合×を記入する				
a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない													
●評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 5 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 10 設備の取扱説明書を工夫している。 11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 20 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 															
d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e 工事請負契約約款第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った														
d・e項目に該当する場合×を記入する															
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </div>													

別紙一⑦ (監督員)

考査項目別運用表

考査項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
3. 出来形及び出来 ばえ	電気設備工事・ 通信設備工事・ 受変電設備工事 II. 品質 ※上記欄によら ず、当該欄で評 価	<p>●評価対象項目</p> <p>1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 3 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書どおり配置され、操作性に優れている。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 11 完成図書で定期的な点検や交換をする部品及び箇所を明示している。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>d・e項目に該当する場合 X を記入する</p>			
維持・修繕工事	※上記欄によら ず、当該欄で評 価	<p>a 適切である</p> <p>b ほぼ適切である</p> <p>c 他の評価に該当しない</p> <p>●評価対象項目</p> <p>1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 3 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>●判断基準</p> <p>※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が4項目以上・・・b ※該当項目が3項目以下・・・c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p> <p>d・e項目に該当する場合 X を記入する</p>			

考査項目別運用表

1

考査項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"><p>電算入力の場合、 Vマークを付す項目のところに 1を入力し、詳細評 価の欄に内容を記 載することまた、 評価対象項目でな い場合は空欄とす る</p></div>	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 9 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 15 ICT（情報管理）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※No15項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 16 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 18 NETIS（新技術情報提供システム）登録技術のうち試行技術を活用して施工した。 <input type="checkbox"/> 19 NETIS（新技術情報提供システム）登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合。 <input type="checkbox"/> 20 NETIS（新技術情報提供システム）評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用して施工した。 <p>※新技術の活用に関する上記3項目での加点は、最大2点とする。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 21 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 22 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 23 鉄筋、P.C.ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 24 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 25 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※No2.5項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 26 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 27 安全教育、技術向上講習会、安全バトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 28 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 29 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 30 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 31 嶸しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 32 環境保全に関する工夫。 	<p>【その他】 ※本項目は1点の加点とする。2点とする場合は同じ項目を2つ作成し評定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 33 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <input type="checkbox"/> 34 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <input type="checkbox"/> 35 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <input type="checkbox"/> 36 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <input type="checkbox"/> 37 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う
	<p>記述評価 【Vマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】</p> <p>※（必須）右の黄色欄に評価内容を記入のこと。</p> <p>評点 ○ 点</p>	<p>【創意工夫の内容記入】 ※下記の黄色欄に、上欄で評価した番号と具体的な内容記載（5文字以上入力）がない場合は、評点は表示されない。</p>	

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。

※2. 評価は各項目において1つ1点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考查項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
評定〇の場合1を入力 評定×の場合2を入力 評価対象項目でない場合は空欄とする ※参考 3項目〇の場合a 2項目〇の場合b 1項目以下〇の場合c 上記はあくまでも参考であり、項目数にこだわらず、優れていたと考えられれば上位の評定とすることも可能である。また、その逆も	●評価対象項目 1 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に評定 a, b, c に該当の場合1				
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						
評定〇の場合1を入力 評定×の場合2を入力 評価対象項目でない場合は空欄とする ※参考 3項目〇の場合a 2項目〇の場合b 1項目以下〇の場合c 上記はあくまでも参考であり、項目数にこだわらず、優れていたと考えられれば上位の評定とすることも可能である。また、その逆も	III. 安全対策	a	b	c	d	e
評定〇の場合1を入力 評定×の場合2を入力 評価対象項目でない場合は空欄とする ※参考 3項目〇の場合a 2項目〇の場合b 1項目以下〇の場合c 上記はあくまでも参考であり、項目数にこだわらず、優れていたと考えられれば上位の評定とすることも可能である。また、その逆も	●評価対象項目 1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	総合的に判断した結果は、上記aからeの色付の枠内に評定 a, b, c に該当の場合1 評定 d, e に該当の場合2 を入力すること				
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

考査項目別運用表

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	I 施工条件等への対応 (発注時から分かっていた条件及び、発注後(工事開始後)に発生した条件について評価の対象とする)	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p>1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について) 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m²以上、トンネル(沈理工法)の内空平均面積：300m²以上、海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工・幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、流路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</p> <p>(3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p>
		<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8 緊急時に対応が特に必要な工事 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 10 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。</p> <p>(7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたり、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</p> <p>(8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</p> <p>(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。</p> <p>(10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</p>
	該当する項目に合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。</p> <p>(12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。</p> <p>(13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</p> <p>(14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>(15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>
		<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p>16 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 17 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。 ※2. 総括監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。</p>
評価		評点 ○ 点	

考查項目別運用表

考査項目	細別	a	ab	b	bc	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <p>1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p>5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>				
		<p>評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合</p>	<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、ab、b、bc、c評価を行う。</p>	<p>総合的に判断した結果は、上記aからcの色付の枠内に a, ab, b, bc, c の場合1</p>		

考査項目別運用表（土木工事）

法令遵守等の該当項目一覧表

考査項目				
7. 法令遵守等	措置内容	措置点数		
	1. 指名停止3ヶ月以上	— 20 点		
	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	— 15 点		
	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	— 13 点		
	4. 文書注意相当	— 8 点		
	5. 口頭注意相当	— 5 点		
	6. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	— 3 点		
	7. その他 ※下の紫色の枠内に記入し評定を行う	— ■ 点		
1	8.項目該当なし			
	<p>1から7の項目に該当する場合 X を記入する (電算においては「2」を入力) また、7の項目に該当する場合、項目の内容と措置点数を記入すること(電算の場合、措置点数をチェックリストに入力すること)</p>			
① 本考査項目「7.法令遵守等」における評定は、本件工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 • 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。 • 「工事関係者」とは、本件工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事者及び本件工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ② 「7. その他」の項目は、総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に、その不履行と判断した項目の加算点相当分の倍又は-5点として、減点の大きいどちらかの点数を減する措置を行う。（-5点を超える措置点数）なお不履行における減点などの処置については、別途技術評価委員会への照会及び意見等により決定すること。（別途、入札説明書に明記している場合はその措置を行う）				
【上記で評価する場合の適応事例】				
1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不正に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 なお人身事故の場合を除き、公衆損害に係るガス管や電気・水道・電話の事故等により、本市（契約課等の関係課）が文書又は口頭による厳重注意を行う場合がある。この場合は、その影響の度合が現場周辺の数世帯程度かつ不慮の事故によるもので、重大な事故につながる等その影響及び責任の度合が著しく軽微であるときは、上記「6」と同等として、-3点の措置点数を行うことができる。 15 受注者が社会保険等未加入業者と下請契約を締結した。（発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等に届け出の義務を履行した事實を確認できる書類が提出されなかった場合。）				

考査項目別運用表

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 契約款第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p>2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p>3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p>4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p>7 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p>8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p>9 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p>10 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>11 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p>12 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p>13 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する(電算においては「2」を入力)</p>		

(1)評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 (2)評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 (3)なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

- 評価値が90%以上・・・・・・・a
 評価値が80%以上90%未満・・・・b
 評価値が80%未満・・・・c

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合

考査項目別運用表

考査項目	a	ab	b	bc	c	d	e							
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。							
	aからcの項目に該当の場合○ 電算では1を入力						d・e項目に該当する場合×を記入する(電算においては「2」を入力)							
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 2 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 3 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 													
	<p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>①出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>													
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">a 優れている</td> <td style="width: 15%;">ab bより優れている</td> <td style="width: 15%;">b やや優れている</td> <td style="width: 15%;">bc cより優れている</td> <td style="width: 15%;">c 他の評価に該当しない</td> <td style="width: 15%;">d やや劣っている</td> <td style="width: 15%;">e 劣っている</td> </tr> </table> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 絶縁管理基準の絶縁形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いか確認できる。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 	a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 2 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 3 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 4 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 5 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 6 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 7 絶縁管理基準の絶縁形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 8 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 9 設計図書に定められている予備品に不足が無いか確認できる。 10 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 11 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 					
a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている								
	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 評価値が90%以上・・・・・・・・a ※ 評価値が80%以上90%未満・・・・ab ※ 評価値が70%以上80%未満・・・・b ※ 評価値が60%以上70%未満・・・・bc ※ 評価値が60%未満・・・・c 						<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>							

考査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 1 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認でき。 2 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 3 写真管理基準の管理項目を満足している。 4 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 5 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 6 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 7 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 8 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 9 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 10 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う					●出来形の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	●出来形の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価						d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお	

評定○の場合1
評定×の場合2
を入力

●判断基準

- ※ 評価値が90%以上…………… a
- ※ 評価値が80%以上90%未満…………… ab
- ※ 評価値が70%以上80%未満…………… b
- ※ 評価値が60% 以上70%未満…………… bc
- ※ 評価値が60%未満…………… c

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）×100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	1. コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。
II. 品質		●評価対象項目 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 有害なクラックが無い。 14 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算においては「2」を入力）		
	評定○の場合1 評定×の場合2 を入力							
2. 土工事（切土、盛土、堤防等工事）		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。
	評定○の場合1 評定×の場合2 を入力	●評価対象項目 1 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽上の上質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 法面に有害な亀裂が無い。 11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算）		
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		●判断基準 90%以上 a 75%以上90%未満 a b 60%以上75%未満 b 60%未満 b c	50%以下 a b 80%以下 b c 80%を超える b c	ばらつきで判断可能 ばらつきで判断不可能				
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						
		●評価対象項目 1 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 2 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 3 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 4 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 5 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 6 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 7 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 8 土羽上の上質が設計図書を満足していることが確認できる。 9 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 10 法面に有害な亀裂が無い。 11 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算）		
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
		●判断基準 90%以上 a 75%以上90%未満 a b 60%以上75%未満 b 60%未満 b c	50%以下 a b 80%以下 b c 80%を超える b c	ばらつきで判断可能 ばらつきで判断不可能				
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	3. 護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 2 裏込め及び胸込めコンクリートの綿密めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 3 緑化ブロック、石積(張)、法棒、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込め材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 4 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 5 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び密着性を確保していることが確認できる。 6 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 植生工、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 10 基礎工において掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 11 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 12 施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 13 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 有害なクラックが無い。 15 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入				d・e項目に該当する場合 × を記入する(電算にお	
		評定○の場合1 評定×の場合2 を入力						
4. 鋼橋工事(RC 床版工事はコンクリート構造物に準 する)		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				●判断基準 90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可 b b c c c
		●評価対象項目 〔工場製作関係〕 1 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 2 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 3 溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 5 孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 6 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 7 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 8 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 9 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 10 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 11 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入				d・e項目に該当する場合 × を記入する(電	
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合						
		●評価対象項目 〔架設関係〕 12 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 13 ボルトの締付機及び測定機器のキャリフレーションを実施していることが確認できる。 14 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 15 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 16 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 17 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 18 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 19 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行ってていることが確認できる。 20 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 21 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う			●判断基準 90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える	ばらつきで判断不可 b b c c c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	5. 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		<p>●評価対象項目 【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5 コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 6 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 8 有害なクラックがない。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>【砂防構造物工事に適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 13 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 ポルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 15 ポルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 16 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う <p>【地すべり対策工事（抑止杭・集水井工事を含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 ライナーブレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 19 ライナーブレートの地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 20 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正になるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 21 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>該当の場合○ 電算では1を入力</p> <p>d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお</p> <p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					

		●判断基準			
		ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能	
評価値	50%以下	a	a b	b	b
	90%以上	a	a b	b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c	c
	60%未満	b c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

評定○の場合1
評定×の場合2を入力し、
評価対象項目でない場合

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	6. 補装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参考> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。			ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		<p>●評価対象項目 【路床・路盤工関係】</p> <p>1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 2 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 3 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 5 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 6 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 7 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 8 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>【アスファルト舗装工関係】</p> <p>9 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 10 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 11 ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 12 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 13 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 14 縦縫目及び横縫目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 16 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>【コンクリート舗装工関係】</p> <p>18 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 19 舗装面の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 20 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 21 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 22 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件にできており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 23 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 24 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。 25 その他 ※以下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>				<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>		

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
75%以上90%未満	a b	b	b c	b c	
60%以上75%未満	b	b c	c	c	
60%未満	b c	c	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	7. 法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		●評価対象項目 【共通】 1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) 2 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 3 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入				d・e項目に該当する場合 × を記入する(電算にお)	
		●種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係 6 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 7 ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 8 ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 9 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 10 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 12 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
		●コンクリート又はモルタル吹付工関係 13 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 15 金網が破損を生じていないことが確認できる。 16 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 17 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 18 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 19 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 20 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 21 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 22 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準		
		●現場打法枠関係(フレキャスト法枠を含む) 23 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 24 アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 25 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 26 強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 27 枠内に空隙がないことが確認できる。 28 層間にはく離が無いか確認できる。 29 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 30 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ばらつきで判断不可 能	
						評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	a a b b b c b b c c c
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	8. 基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。	
II. 品質		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深基礎等）】 1 杭に損傷及び補修痕が無いか確認できる。 2 既設杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 8 挖削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 ライナーブレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 裏込め注入の圧力などが施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係るる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入				●d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお		
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合					①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
		【地盤改良関係】 14 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 16 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 17 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 18 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う				●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ばらつきで判断不可 能		
						評価 値	a a b b b c c b c c c	b b c c c c c c c	
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		
9. 海岸工事		a	ab	b	bc	c	d	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。〈判断基準参照〉 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。		
		●評価対象項目 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 挟石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入			●d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお			
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合				①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値（ %）=該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）×100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ばらつきで判断不可 能	
						評価 値	a a b b b c c b c c c	b b c c c c c c c	
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	10. コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える		
II. 品質		●評価対象項目 1 コンクリートの配合試験及び試験練習を行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び綿密化方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） 5 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 7 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 13 フレービーム桁のフレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 14 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 15 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 プレストレスシング時コンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 18 有害なクラックが無い。 19 その他 ※以下の黄色い枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合					d・e項目に該当する場合 ×を記入する（電算にお	

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

		●判断基準		
		ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
評価値	50%以下	a	a b	b
	75%以上90%未満	a b	b	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c
	60%未満	b c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e																																		
3 出来形及び出来ばえ	11. 塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
II. 品質		●評価対象項目 1 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 通り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 塗料の品質が荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う	該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお																																				
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合			①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																					
				●判断基準 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">90%以上</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><th>評価</th><td>a</td><td>a b</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>価値</th><td>a b</td><td>b</td><td>b c</td><td>b c</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>b</td><td>b c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>		90%以上	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価	a	a b	b	b	価値	a b	b	b c	b c	75%以上90%未満	b	b c	c	c	60%以上75%未満	b c	c	c	c	60%未満	c	c	c	c	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。			
	90%以上	ばらつきで判断可能																																								
		50%以下	80%以下	80%を超える																																						
評価	a	a b	b	b																																						
価値	a b	b	b c	b c																																						
75%以上90%未満	b	b c	c	c																																						
60%以上75%未満	b c	c	c	c																																						
60%未満	c	c	c	c																																						
	12. トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。	該当の場合○ 電算では1を入		ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																			
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合		●評価対象項目 1 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 設計図書に定められた岩区分（支保エバターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 7 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 9 金網の継ぎ目を1.5 cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 10 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが1.5 cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 11 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 12 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 14 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 15 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う		●判断基準 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">90%以上</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><th>評価</th><td>a</td><td>a b</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><th>価値</th><td>a b</td><td>b</td><td>b c</td><td>b c</td></tr><tr><th>75%以上90%未満</th><td>b</td><td>b c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%以上75%未満</th><td>b c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><th>60%未満</th><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>		90%以上	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評価	a	a b	b	b	価値	a b	b	b c	b c	75%以上90%未満	b	b c	c	c	60%以上75%未満	b c	c	c	c	60%未満	c	c	c	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。	d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお	
	90%以上	ばらつきで判断可能																																								
		50%以下	80%以下	80%を超える																																						
評価	a	a b	b	b																																						
価値	a b	b	b c	b c																																						
75%以上90%未満	b	b c	c	c																																						
60%以上75%未満	b c	c	c	c																																						
60%未満	c	c	c	c																																						
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、 評価対象項目でない場合		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																						

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e	
3 出来形及び出来ばえ	13. 植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
II. 品質		●評価対象項目		該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお		
		1 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 2 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 4 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 5 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 6 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 7 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 8 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 9 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う							
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合							
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数 / 評価対象項目数 × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				●判断基準			
						●判断基準	ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える ばらつきで判断不可能		
						評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	a a b b b c	b b c c c
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		
14. 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事		a	ab	b	bc	c	d	e	
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。				ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
		●評価対象項目		該当の場合○ 電算では1を入			d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお		
		1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 2 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 3 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 4 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 5 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 6 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 8 ガードケーブルの端末支柱を上中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 9 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 10 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 区画線施工後屋間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 13 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 14 ブライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 15 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う							
		評定○の場合1 評定×の場合2を入力し、評価対象項目でない場合							
		①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価対象項目数 / 評価対象項目数 × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				●判断基準			
						評価値	90%以上 75%以上90%未満 60%以上75%未満 60%未満	a a b b b c	b b c c c
						注	試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。		

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	15. 電線共同溝工事、管路（下水道）工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参考> 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。			ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	ばらつき50%以下 ばらつき80%以下 ばらつき80%を超える	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行つた。
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 管路の通過試験を行つており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。管路工事（下水道工事においては、カメラ検査において、帶水等がない）。 3 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 7 舗装の復旧等が適時に行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りか、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。管路工事（下水道工事）においては、管の通り等が良好であることが確認できる。 10 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う 				<p>d・e項目に該当する場合 × を記入する（電算にお</p>		

①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100
 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
	75%以上90%未満	a b	b	b c	b c
	60%以上75%未満	b	b c	c	c
	60%未満	b c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

調査項目	工種	a	ab	b	bc	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	16. 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 3 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 5 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 	<p>6 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>7 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p> <p>8 その他 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う</p>				<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。</p>
	II. 品質						<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する(電算においては「2」を入力)</p>	
		<p>評定〇の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする</p>						
	17. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 該当6項目以上・・・・a ※ 該当5項目・・・・a b ※ 該当4項目・・・・b ※ 該当3項目・・・・b c ※ 該当2項目以下・・・・c 	<p>①評価項目に該当する項目のみ評価する。 ②評定は判断基準により評価する。</p>			<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、検査職員が修補指示を行った。</p>	
		<p>記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する(電算においては「2」を入力)</p>	
		<p>評定〇の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は</p>						

考査項目別運用表

考査項目	工種	a 優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	e 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
3 出来形及び出来ばえ	18. 機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない		
II. 品質		<p>●評価対象項目</p> <p>1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 4 機器の機能及び性能に係る成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行なうなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う </p>	<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する（電算にお</p>					
		<p>●判断基準</p> <p>※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………ab ※ 評価値が70%以上80%未満……………b ※ 評価値が60%以上70%未満……………bc ※ 評価値が60%未満……………c</p>	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					
	19. 電気設備工事	優れている	ab bより優れている	b やや優れている	bc cより優れている	c 他の評価に該当しない		
		<p>●評価対象項目</p> <p>1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 2 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 機器の品質・機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 6 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 7 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 13 その他 ※下の黄色い枠内に記入し評定を行う </p>	<p>d・e項目に該当する場合 X を記入する（電算にお</p>					
		<p>●判断基準</p> <p>※ 評価値が90%以上……………a ※ 評価値が80%以上90%未満……………ab ※ 評価値が70%以上80%未満……………b ※ 評価値が60%以上70%未満……………bc ※ 評価値が60%未満……………c</p>	<p>①評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(%) = 評価項目数() / 評価対象項目数() × 100 ③なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>					

考査項目別運用表

検査項目	工種	検査項目別運用				工事番号
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	
品質で評定した工種の枠に○印が表示されま 3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	1 コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4. クラックが無い。 5. 漏水が無い。 6. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	2 土工事(盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 1. 仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 構造物へのすりつけなどが良い。 5. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	3 切土工事	●評価対象項目 1. 規定された勾配が確保されている。 2. 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3. 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 4. 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5. 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 6. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	4 護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 既設構造物とのすりつけが良い。 5. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	5 鋼橋工事	●評価対象項目 1. 表面に補修箇所が無い。 2. 部材表面に傷及び錆が無い。 3. 溶接に均一性がある。 4. 塗装に均一性がある。 5. 全体的な美観が良い。	評定○の場合1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄と			●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d
	6 地すべり防止工事	●評価対象項目 1. 地山との取り合いが良い。 2. 天端、端部の仕上げが良い。 3. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	7 補装工事	●評価対象項目 1. 補装の平坦性が良い。 2. 構造物の通りが良い。 3. 端部処理が良い。 4. 構造物へのすりつけ等が良い。 5. 雨水処理が良い。 6. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	8 法面工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 植生、吹付等の状態が均一である。 3. 端部処理が良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。				●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	9 基礎工事(地盤改良等を含む)	●評価対象項目 1. 土工関係の仕上げが良い。 2. 通りが良い。 3. 端部及び天端の仕上げが良い。 4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 5. ※地盤改良はc評価とする。				●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d
	# コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 1. コンクリート構造物の表面状態が良い。 2. コンクリート構造物の通りが良い。 3. 天端及び端部の仕上げが良い。 4. 支承部の仕上げが良い。 5. クラックが無い。 6. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d
	# 塗装工事(工場塗装を除く)	●評価対象項目 1. 塗装の均一性が良い。 2. 細部まできめ細かな施工がされている。 3. 補修箇所が無い。 4. ケレンの施工状況が良好である。 5. 全体的な美観が良い。				●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

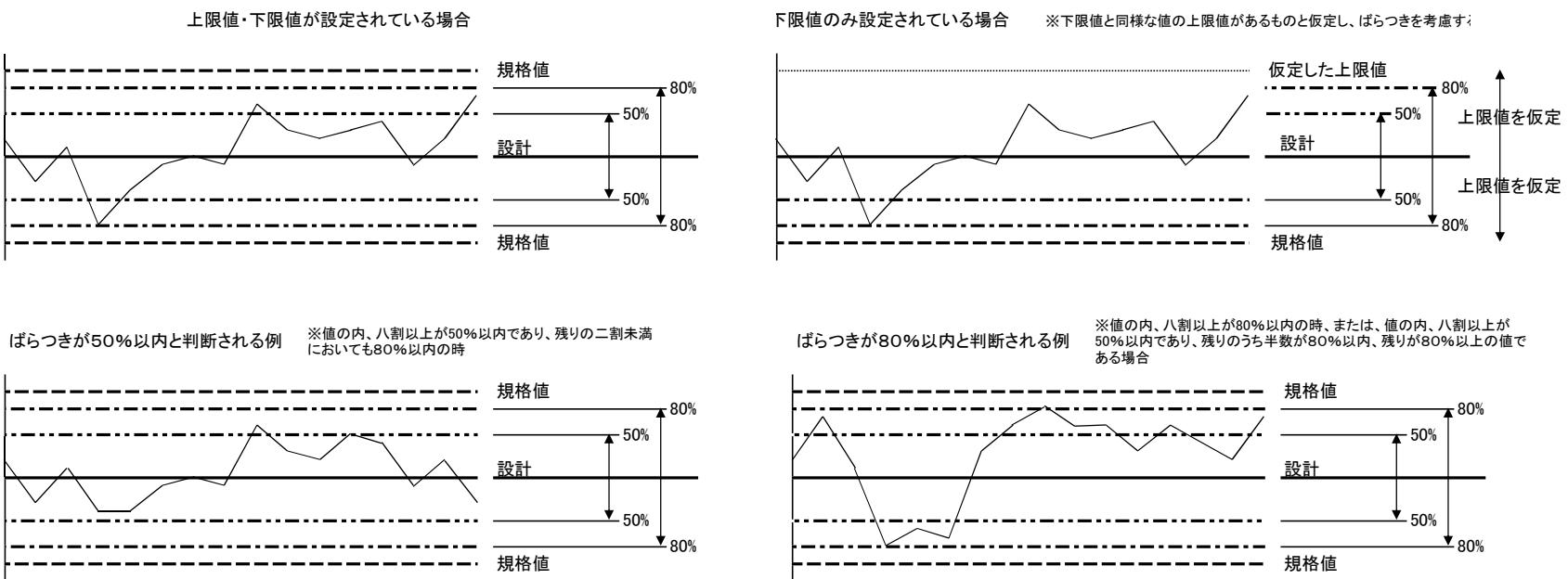
検査項目	工種	検査項目別運用				工事番号
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	
品質で評定した工種の枠に○印が表示されま 3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	# 植栽工事	●評価対象項目 1. 樹木の活着状況が良い。 2. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3. 支柱の取り付けが堅固である。 4. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d	
	# 防護柵(網)工事	●評価対象項目 1. 通りが良い。 2. 端部処理が良い。 3. 部材表面に傷及び錆がない。 4. 既設構造物等とのすりつけが良い。 5. きめ細やかに施工されている。 6. 全体的な美観が良い。		評定〇の場合は1を入力し、評価対象項目でない場合は空欄とする	●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d	
	# 標識工事	●評価対象項目 1. 設置位置に配慮がある。 2. 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 3. 標識板の支柱に変色がない。 4. 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	# 区画線工事	●評価対象項目 1. 塗料の塗布が均一である。 2. 視認性が良い。 3. 接着状態が良い。 4. 施工前の清掃が入念に実施されている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	# 機械設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 2. きめ細かな施工がなされている。 3. 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 4. 溶接、塗装、組立て等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。 5. 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	# 電気設備工事	●評価対象項目 1. きめ細やかな施工がなされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d	
	# 維持修繕工事	●評価対象項目 1. 小構造物等にも注意が払われている。 2. きめ細やかな施工がなされている。 3. 既設構造物とのすりつけが良い。 4. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d	
	# 電線共同溝工事 管路(下水道)工事	●評価対象項目 1. 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 2. プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 4. 管路の通り等の仕上がりが良好である。 5. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d	
	# 通信設備工事・受変電設備工事	●評価対象項目 1. 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 2. 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4. 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. 全体的な美観が良い。			●評価対象項目 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d	
	# 上記以外の工事 又は合併工事	●評価対象項目 1. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 2. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 3. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 4. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う 5. 項目理由 ※下の黄色の枠内に記入し評定を行う			●評価対象項目 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	

※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。

※工事規模が同程度の複数の工種があった場合は複数の項目で評価を行ったうえで総合的な評価をする

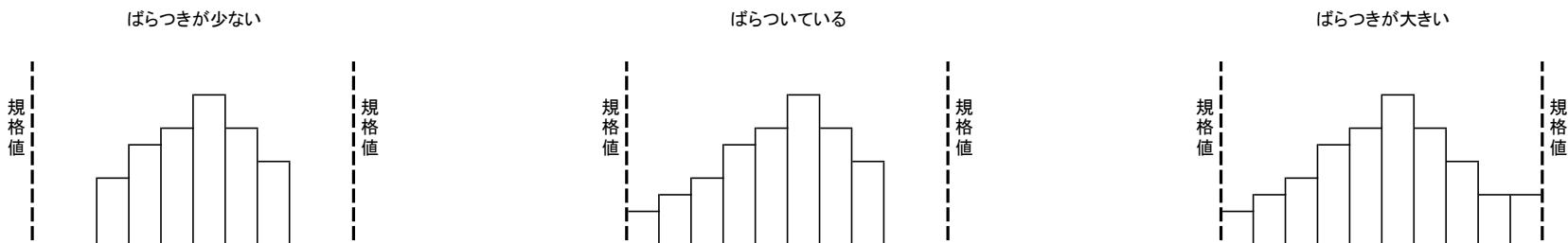
出来形及び品質のばらつきの考え方

※ 管理図の場合



※ ばらつきが80%以上と判断されるとは、値の二割以上が80%を超えている場合（八割未満の値が50%であっても、二割以上が80%を超えている場合）

※ 度数表またはヒストグラムの場合



「施工プロセス」のチェックリスト 1-4

契約番号

工事名

工 期 平成 年 月 日～平成

年 月 日

課名

監督員

①「施工プロセス」チェックリスト（案）は、共通仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば口にしマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。

③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：変更契約後とする。

施工プロセス」のチェックリスト 2-4

(2/4)

施工プロセス」のチェックリスト 3-4

(3 / 4)

「施工プロセス」のチェックリスト 4-4

(4/4)